

第2章 本県の環境の概況

1 地球環境

(1) 地球温暖化

県では、「第四次宮崎県環境基本計画」において、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減目標を掲げ、目標達成のために地球温暖化防止活動推進員の委嘱を行うとともに、令和3年度は、宮崎県地球温暖化防止活動推進センターであるNPO法人ひむかおひさまネットワークに事業を委託し、イベントを開催するなど、地球温暖化対策を推進しています。

最新の集計値である令和元年度の県全体の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算、森林吸収を考慮）は5,848千tで、基準年の平成25年度（8,154千t）に比べて28.3%減少しています。

（環境省が平成29年3月に公表した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、排出量の推計方法を見直したため、過去に白書で公表した数値とは一致しません。）

(2) 酸性雨

平成14年度から県の測定期1地点及び国の測定期1地点の合計2地点で監視を行っています。

令和3年度の結果は、令和2年度の全国の平均値と同じレベルでした。

2 生活環境

(1) 大気

大気汚染防止法に基づき、一般環境大気及び自動車排出ガスの常時監視測定期で継続的に大気の状況を監視しています。

令和3年度の大気の状況は、二酸化硫黄は一部の測定期で、光化学オキシダントは全ての測定期で、1時間値が基準を数回超過するなどしたため、環境基準を未達成でした。

(2) 水質

水質汚濁防止法の規定により水質測定期を策定し、これに基づいて公共用水域及び地下水の水質の常時監視を行っています。

令和3年度の公共用水域の水質の状況は、代表的な水質指標であるBOD又はCODでみると、2水域で環境基準が未達成でした。

地下水の水質の状況は、調査した126地点の井戸のうち、砒(ひ)素4地点、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物4地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素5地点がそれぞれ環境基準を未達成でした。

(3) 騒音・振動・悪臭

令和3年度に県及び市町村で新たに受理した公害苦情1,124件のうち、悪臭に係るものは133件、騒音に係るものは119件、振動に係るものは10件でした。

(4) 地盤沈下

昭和55年度から平成15年度まで宮崎市、佐土原町及び新富町の一部の地域において1級水準測量による地盤変動調査を実施しましたが、平成元年度以降は地盤沈下現象は観測されていません。

(5) 土壤汚染

昭和51年度から53年度まで土壤汚染防止対策事業を完了しました。

また、平成3年に公害対策基本法に基づいて土壤環境基準が設定され、更に平成15年2月には土壤汚染対策法が施行され、汚染された土壤による健康被害を防止するための取組を行ってきました。令和3年度末現在、同法に基づく基準に適合しないとして指定された区域は、県内で16か所あります。

(6) 廃棄物

廃棄物の排出抑制やリサイクルの積極的な推進を図るとともに、排出された廃棄物については、適正処理に向けた監視や指導を行うなど、各種対策を推進しています。

令和2年度の廃棄物全体の排出量は、約622万9千tとなっており、そのうち、主に住民の日常生活から排出される一般廃棄物が約38万4千t、事業活動に伴い発生する産業廃棄物が約584万5千tとなっています。また、し尿等の収集量は35万6千kLとなっています。

3 自然環境

(1) 野生動植物

本県の現存植生のうち自然植生を海岸、平地、山地の地域別に見ると、海岸部の浜辺にはハマゴウなどが優占する砂丘植生が、その後方や沿海地にはマサキートベラ群集などが見られ、県南部ではビロウ群集やソテツ群落も見られます。平野部の丘陵地から標高1,000mまでの照葉樹林域にはミミズバイースダジイ群集などが見られます。標高1,000m以上のブナ林域では、シラキーブナ群集などが見られ、霧島山系の風衝地にはマイヅルソウーミヤマカリシマ群集などが分布しています。

県内で生息が確認されている動物では、哺乳類のニホンカモシカは国の特別天然記念物に、ヤマネは国の天然記念物に指定されています。鳥類ではクロツラヘラサギ、イヌワシなど、両生類・爬虫類ではオオイタサンショウウオ、アオウミガメなど、汽水・淡水魚類では、アリアケギバチ、メダカなど、昆虫類ではグンバイトンボ、ヨドシロヘリハンミョウなどの希少種が生息しています。

なお、県では、野生動植物を保護し、人と自然の共生する宮崎づくりを行うため、平成18年4月に「野生動植物の保護に関する条例」を施行しました。

さらに、令和4年3月に県版レッドデータブックを改訂・公表し、希少野生動植物保護の啓発を行っています。

(2) 自然公園等

本県には、国立公園が霧島錦江湾国立公園1か所、国定公園が日南海岸国定公園など4か所、県立自然公園が尾鈴県立自然公園など6か所あり、令和2年には約570万人の方々が利用しました。

また、令和3年度は、自然公園等の維持管理や利用施設の整備を行うとともに、九州自然歩道において歩道復旧を実施しました。

さらに、日南海岸国定公園内のサンゴ群集を保全するため、サンゴを食害する有害生物の駆除を行ったほか、サンゴ写真展を開催するなど、普及啓発活動にも取り組みました。

4 景観、文化財等の快適環境

本県は自然環境にも恵まれており、「青島亜熱帯性植物群落」など国指定の特別天然記念物4件をはじめ、国指定天然記念物46件・国指定名勝5件（うち1件は名勝及び天然記念物）、県指定天然記念物22件、県指定名勝7件などがあります。

また、歴史的にも貴重な史跡などの文化財が数多く分布し、重要文化財（有形文化財）23件、重要有形民俗文化財3件、特別史跡1件、史跡22件が国指定となっているほか、国選定重要伝統的建造物群保存地区3件、国選定重要文化的景観1件、県指定有形文化財62件、県指定史跡105件があります。